

公 示 日：2026 年 8 月 19 日（水）

調達管理番号：26a00613

国 名：エルサルバドル共和国

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

調 達 件 名：エルサルバドル国理科教育・教育評価アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１）担 当 業 務：理科教育・教育評価アドバイザー
- （２）格 付：２号
- （３）業 務 の 種 類：専門家業務
- （４）在 勤 地：サンサルバドル市
- （５）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月上旬から 2029 年 12 月上旬
- （６）渡 航 期 間：2026 年 12 月上旬から 2029 年 11 月下旬予定
- （７）業務量の目途：36 人月

2. 業務の背景

エルサルバドル共和国（以下「エルサルバドル」という。）では、2009 年に同国教育科学技術省によって科学技術振興を目的として新たに「科学技術副大臣」が設置され、2011 年には「科学・技術・イノベーションを重点とした理科課」が設立されるなど、理科教育に注力している。

2015 年、JICA はエルサルバドルの要請を受けて上記副大臣以下、理科技官を本邦に招へいした。そこで得られた知見をもとに、2021 年より理科技官によって理科教科書・ワークブックの開発が開始され、2025 年までに小学校 2 年生から高校 1 年生¹までの理科教材が開発され、2026 年には全国配布された。現在、高校 2 年生の教科書開発が実施されており、これにより全学年の理科教科書開発が完了し、

¹ 小学校 2～中学校 3 年生までは教科書とワークブック、高校は教科書のみ。

2027年度から全対象学年（小学校2年生から高校2年生まで）の教科書とワークブックが毎年印刷配布されることとなる。

しかし、当初開発された小学校理科教科書・ワークブックは、技官の理科教育に関する視点が不十分であったことや教科書開発の経験が不足していたことなどから、内容の精査が十分行われなかったため、難易度が高いうえ、理科と算数・数学の内容の整合性が担保されていないという課題が明らかになった。教育科学技術省は、こうした課題を受けてカリキュラム改訂及び教科書・ワークブック改訂を計画しており²、その技術的支援を得たいとのことから今般アドバイザー派遣の要請がなされたものである。

また、同アドバイザーには、算数・数学でその効果が実証された改訂 ESMATE モデル³を理科にも適用し、子どもの学びの改善を図ることも期待されている。現状、同省評価局が実施する全国学習状況調査の結果分析は不十分であり、同省カリキュラム局や教員教育局に結果が共有されておらず、カリキュラム改訂や教員研修改善のために活用されていないのが実態である。本アドバイザーの派遣により、これらが実施され、ひいては教育システム全体が改善されることが期待されている。

なお、現在派遣されている教育政策アドバイザーが、広域活動として中米他国に出張して技術的助言を行い、算数・数学教育における改訂 ESMATE モデルの拡大を図っている。同様に、本事業を通じて、理科教育分野においても、対象国のニーズに合わせて、改訂 ESMATE モデルを基盤とした、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「教育」における「教科書・教材開発を中心とした学びの改善」アプローチが中米広域に展開されることも期待されている。

² 当初、教育科学技術省は、理科、国語等他教科のカリキュラム改訂プロセスをもっと早い時期に開始する予定であったが、諸事情により未だ開始されていない(4. 業務内容【活動における留意事項】参照)。

³ JICAは、「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト(通称ESMATEプロジェクト)」(2015年～2019年)において教材を開発するとともに、「学習者は、適切な学習内容・学習過程(教科書)、学習プロセスへの支援を提供されれば、現在よりも多くの時間、能動的(主体的)に学習するようになり、その結果として学びが改善する」という学校レベルにおける学習改善サイクルを確立・実践した。また、その後実施された「初中等算数・数学教育における学力評価に基づいた学びの改善プロジェクト(通称ESMATE2プロジェクト)」(2021年4月～2025年4月)では、全国学習状況調査結果をエビデンスとして活用しながら、教材改善、カリキュラム管理、教員の継続的能力開発を含む教育システム全体でPDCAサイクルを実践する戦略へと拡張された(改訂ESMATEモデル)。この改訂ESMATEモデルも、同プロジェクトのエンドライン調査においてその有効性が実証された。

3. 期待される成果

エルサルバドルにおける教育行政の動向を踏まえ、以下の各成果にかかる活動の比重を定めることとする。

【エルサルバドル国内】

- ① 理科教育の教育研究活動(学力調査、授業観察等)の成果に基づき、小学校理科(2～6年生)のカリキュラム、教科書、指導書が改善される⁴。
- ② 理科教育の教育研究活動の成果に基づき、授業の質の向上に向けた研修やCPD(教員の継続的能力開発)活動が改善される。
- ③ 国の教育研究活動(他教科も含む)が改善される。(教育評価にかかる成果)⁵

【中米広域展開対象国⁶】

- ④ 中米地域における広域展開対象国において、理科教育及び教育評価に関する課題が整理され、エビデンスに基づいた学びの改善策が提案・実施促進される。
- ⑤ 中米地域における広域展開対象国において、エルサルバドル教育科学技術省カリキュラム局の学びの改善モデル(改訂 ESMATE モデル)に則った理科教育の経験への理解が促進される。

4. 業務の内容

【活動における留意事項】

次の点に留意した上で、以下に記載する業務内容1～23を実施する。

- 教育科学技術省は、算数・数学でその効果が実証された改訂ESMATEモデルを、理科をはじめ他教科にも応用するべく、理科、国語等他教科のカリキュラム改訂プロセスを開始する予定であった。しかし、理科では高校教科書開発が遅れ、国語では大統領府が開始した「現代化プロジェクト⁷」が優先されてカリキュラム改訂が停止されたり、教材内での言葉の使い方の全面的な修正が指示されたりなど様々な緊急対応業務が生まれ、他教科でのカリキュラム改訂は未だ開始されていない。このため、小学校理科のカリキュラム、教科書、指導書の改善にかかる業務(成果1)に関して、カリキュラム改訂の計画も変更になる可能性がある。

⁴ 成果1にかかる活動の留意点については、4. 業務内容【活動における留意事項】参照。

⁵ 成果3にかかる活動の留意点については、4. 業務内容【活動における留意事項】参照。

⁶ 中米のほか、必要に応じてコロンビアも含む。同国ボゴタ市教育庁よりエルサルバドル教育科学技術省に対しESMATE教材の使用申請があり、2025年2月に技術協力協定が調印されたため。

⁷ エルサルバドルの教育の「現代化プロジェクト」(Proyecto de Modernización del Sistema Educativo de El Salvador)は、2025年にCAF(ラテンアメリカ開発銀行)の融資を受けて開始された教育改革事業である。教育ICTの導入、学校インフラの改善、教員研修、学校運営のデジタル化を通じて、学習成果の向上とデジタル時代に対応できる人材育成を目指している。(参考:[Proyecto de Modernización del Sistema Educativo de El Salvador](#).)

- 国の教育研究活動、教育評価の改善にかかる業務(成果3)について、評価局内業務の状況次第で、何らかの理由で同局内での教育評価にかかる活動が難しいと判断された場合には、成果3にかかる活動を関係機関への支援とするか、または引き続き本専門家の業務とするかを教育科学技術省と協議し、その結果に基づいて対応策を検討する。
- 全国学力評価等のデータを評価局から共有されるには先方の規定の手続きがあり、状況によってはデータ提供が遅れる、または叶わないことも予想される。その場合にも柔軟に対応し、評価局または関係機関とともに対応策を検討する。
- 上記の点以外でも、エルサルバドル教育行政の状況により、国内でのカリキュラム改訂や評価に関する活動に影響が生じた場合には、その都度柔軟に対応する。状況によっては、中米広域展開対象国の活動との重みづけを調整する。特に大統領府が主導している「現代化プロジェクト」の動向には注目する。

【エルサルバドル国内】

小学校理科のカリキュラム、教科書、指導書の改善にかかる業務（成果1）

1. 小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書改訂のための各局の連携体制を構築する⁸。
2. 理科カリキュラム改訂チームと共に、小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書改訂の計画を確認する⁹。
3. 理科教育における教育研究活動の結果を踏まえた小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書改訂のための技術支援をする¹⁰。
4. 改訂された小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書の全国普及のための技術支援をする。

授業の質の向上に向けた研修やCPD活動の改善にかかる業務（成果2）

5. 理科教育における教育研究活動及び研修やCPD活動の現状を把握し、課題を特定する。
6. 特定した課題の改善に向けて、①と同様に、省内関係局間の連携強化を図り、

⁸ ⑥も合わせて、カリキュラム改訂や研修・CPD改善のために、評価局、カリキュラム局、教員教育局等の関係機関がどのように連携すべきか、日常的な連携体制はどのように構築できるか、具体的な方法を提案してください。

⁹ 【活動における留意事項】に記載の通り、大統領府が開始した「現代化プロジェクト」での業務が優先されたことにより、国語・算数数学のカリキュラム改訂作業が昨年より停止されている。今後、理科のカリキュラム改訂の計画も変更になる可能性がある。

¹⁰ 小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書改訂のために、理科カリキュラム改訂チームに対してどのように技術支援を行うのか、具体的手法を提案してください。

恒常的な連携体制を構築するための支援を行う。

7. 理科教育における教育研究活動の成果を踏まえ、その成果に基づいて研修やCPD活動の質を向上させるための技術支援をする。
8. 以上の業務を踏まえて、研修やCPD活動の質向上のための教育研究活動における定量的評価の妥当性、信頼性及び実施方法の改善に対する技術支援を実施する。

国の教育研究活動、教育評価の改善にかかる業務（成果3）

9. 他教科も含む教育研究活動（学力調査、授業観察等）の内容や進捗状況を評価局または関係機関に確認し¹¹、課題を洗い出す。
10. 上記で確認された教育研究活動の課題に対し、改善策を作成する。
11. 改善策に則り、全国学力調査等の教育研究活動の質を改善するための技術支援（評価分析等）を行う。
12. 全国学力評価等の評価分析結果が政策決定や教育現場に反映されるための技術支援を実施する¹²。

【中米広域展開対象国】

理科教育及び教育評価の課題整理及び改善策の提案・実施促進にかかる業務（成果4）

13. 理科教育・教育評価における中米他国からの支援ニーズを確認する。
14. ニーズのある国に出張し、理科教育・教育評価の課題を整理する。
15. 整理された課題に対する改善策の作成及び実施促進のための技術支援をする¹³。そのための出張計画も作成する。

改訂 ESMATE モデルに則った理科教育の経験への理解促進にかかる業務（成果5）

16. ①～⑫に関する活動の成果を整理する。
17. 経験共有セミナー等を企画し、整理された成果を他国に共有する。
18. 対象国ニーズに応じてエルサルバドルの理科教育改善の経験を共有する。

¹¹ 【活動における留意事項】に記載の通り、全国学力評価等のデータ共有状況に関しては柔軟に対応する。

¹² 国の教育研究活動の結果を政策決定や教育現場へ反映させるため、関係機関に対してどのような技術支援ができるか、具体的手法を提案してください。

¹³ 理科教育・教育評価における中米他国の課題に対する改善策の作成及び実施促進のために、支援ニーズをどのように調査し、どのような点に注目して課題を洗い出し、出張ベースでこういった技術支援を実現できるか、具体的手法を提案してください。

その他

19. 上記の活動はすべて、派遣中のエルサルバドル教育政策アドバイザーと相談・連携しながら実施する。
20. 上記の活動はすべて、評価局を中心に、C/P 及び省内外の関係機関と常に連絡調整を図り、JICA（本部・事務所）及び教育政策アドバイザー等と適時適切に協議を行いながら実施する¹⁴。
21. 他ドナーの動向を注視し、コミュニケーションを取ると共に、必要に応じて連携や棲み分けを検討、実施する。
22. その他、効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び教育政策アドバイザー等と適宜相談しながら推進する。
23. 業務の進行に支障となる事項（C/P の配置、実施体制等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、先方関係機関、日本大使館、JICA 事務所等と十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	小学校理科カリキュラム・教科書・ワークブック・指導書改訂のための技術支援の具体的手法	4. 業務の内容 3
2	カリキュラム改訂や研修・CPD 改善のための省内各局の連携体制構築の方法	4. 業務の内容 1・6
3	国の教育研究活動の結果を政策決定や教育現場へ反映させるための技術支援の具体的手法	4. 業務の内容 12
4	理科教育・教育評価における中米他国の課題に対する改善策の作成及び実施促進のための技術支援の具体的手法	4. 業務の内容 15

¹⁴ 現地滞在型専門家として活動するにあたり、C/P 及び省内外の関係機関、JICA 関係者との日常的な報告・連絡・相談、各方面との調整が重要ですが、こういった方法で円滑なコミュニケーションを実現するか、提案してください。

5	C/P との活動におけるコミュニケーション上の留意点、C/P 及び関係各機関との連絡体制構築の方法	4. 業務の内容 20
---	---	-------------

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	理科教育および教育評価分析に係る各種業務
語学の種類	スペイン語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹⁵	渡航開始より 1 か月以内	人間開発部（CC:エルサルバドル事務所）	スペイン語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ¹⁶	国際協力調達部（CC:人間開発部）	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、エルサルバドル事務所）	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、エルサルバドル事務所）	日本語	電子データ	-

¹⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

¹⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は12月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る他の専門家はいません。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を配付しますので、JICA 人間開発部基礎教育グループ hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・エルサルバドル共和国 初中等算数・数学教育における学力評価に基づいた学びの改善プロジェクト 事業完了報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・エルサルバドル国 初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト 業務完了報告書
[12327243.pdf](#)

③ 本業務に関する以下の資料がエルサルバドル教育科学技術省のウェブサイトで公開されています。

・Sistemación de ESMATE Fase 2
[Ministerio de Educación, Ciencia y Tecnología](#)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年9月2日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年9月14日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年9月16日 11時～12時30分
4	評価結果の通知	2026年9月28日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数： 1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼン

テーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,565,000	1,761,000
	個人	1,212,000	1,407,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-

	インターナショナルスクール／ 現地校		61,900	62,300
--	-----------------------	--	--------	--------

③ 住居費：1,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,923,380 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：教育科学技術省評価局内における執務スペース提供
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（４） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（５） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エルサルバドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書

への記載は不要です)。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

1) 以下の派遣前業務を委嘱する可能性があります。

業務内容	業務量（人日）
理科カリキュラム改訂支援（理科カリキュラム改訂チームへのオンラインでの助言を含む）	30 人日

2) 業務委嘱期間：2026 年 11 月 1 日～2026 年 11 月 30 日（予定）

3) 業務単価（月額） 法人：1,017,557 円／月
個人： 632,330 円／月

※契約締結後、本契約とは別でのエルサルバドル国への調査団への参団が考えられます。調査団渡航分の待遇は JICA の規定に則ります。

以上